

役員・評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人利晶学園寄附行為第53条の規定に基づき、役員、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう（教職員の身分を有する者を除く）。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、通勤費及び役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員、評議員に対して報酬等を支給するものとする。

- 2 理事又は職員を兼ねる評議員には、評議員としての報酬を支給しない。

(報酬等の額)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、別表第1に定める範囲内で、理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2(1)及び(2)に定める額とし、交通費を含むものとする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第2(3)及び別表第2(4)に定める額とし、交通費を含むものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等は、当月20日を支給日とする（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。本条、第2項に同じ）。

- 2 非常勤の役員に対する報酬等は、当月20日を支給日とする。また、理事会等の会議に出席したときは別表第2に定める日額を加算し、翌月に支給する。
- 3 評議員会議長に対する報酬等は、当月20日を支給日とする。また理事会等の会

議に出席したときは別表第2に定める日額を加算し、翌月に支給する。

- 4 評議員（議長を除く）に対する報酬は、評議員会へ出席した都度支給する。
- 5 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得て、指定する本人名義の金融機関の口座に振り込みの方法で支給することができる。
- 6 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 常勤の役員には、「利晶学園 給与規程及び旅費規程」に基づいて、通勤費並びに旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって通勤費及び旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

（補則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。
- 2 2005（平成17）年4月1日に制定された学校法人大阪初芝学園の役員・評議員の

報酬及び費用弁償に関する規程は廃止する。

附 則(2025(令和7)年3月27日 第1条、第4条第3項、第5条、第6条、別表第2(非常勤の役員等の報酬)の改正

この改正規程は、2025(令和7)年4月1日から施行する。

別表第1 (常勤の役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,200 千円以内
学園長	月額 960 千円以内
副理事長	月額 960 千円以内
専務理事	月額 800 千円以内
常務理事	月額 640 千円以内
常勤の理事	月額 480 千円以内

別表第2 (非常勤の役員等の報酬)

(1)理事

	金額
法人業務に関わる報酬	年額 360,000 円
理事会等会議への出席	日額 10,000 円

(2)監事

	日 額
法人業務に関わる報酬	年額 360,000 円
理事会、監事監査等への出席	日額 10,000 円

(3)評議員会議長

	日 額
法人業務に関わる報酬	年額 360,000 円
理事会等会議への出席	日額 10,000 円

(4)評議員

	日 額
評議員会への出席	日額 10,000 円